

○西東京市立学校施設開放（放課後子供教室事業）実施要綱

平成15年 4 月 1 日制定

改正

平成16年 4 月 1 日
平成16年 6 月 1 日
平成18年 4 月 1 日
平成19年 4 月 1 日
平成23年 4 月 1 日
平成24年 4 月 1 日
平成30年 4 月 1 日

西東京市立学校施設開放（放課後子供教室事業）実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、西東京市立学校施設開放規則（平成13年西東京市教育委員会規則第26号。以下「規則」という。）の規定に基づき、西東京市立小学校（以下「学校」という。）の施設を開放し、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを地域住民の参画を得て、地域の実情に合わせて実施する放課後子供教室事業（以下「放課後子供教室事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 放課後子供教室事業の内容

放課後子供教室事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 放課後並びに日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）における地域の子供たちの安全・安心な活動拠点及び居場所の確保
- (2) 地域住民の参画を得た、子供たちへの様々な体験、交流及び学習活動の機会の提供
- (3) その他子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するための活動

第 3 放課後子供教室事業の対象者

放課後子供教室事業の主な対象者は、小学生とする。ただし、幼児及び生徒その他西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者も対象とすることができる。

第 4 開放する学校等

開放する学校は、全ての学校とする。ただし、教育委員会が学校教育に支障があると認めたときは、この限りでない。

2 開放する学校の施設（以下「学校施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 校庭
- (2) 体育館
- (3) その他教育委員会が認めた施設

第 5 放課後子供教室事業の実施時間

放課後子供教室事業の実施時間は、別表のとおりとする。ただし、地域の実情に合わせて、教育委員会はこれを変更することができる。

第 6 放課後子供教室事業の中止

教育委員会は、次の各号に掲げる学校施設に応じ、当該各号に定める場合において放課後子供教室事業を中止することができる。

- (1) 校庭 次のいずれかに該当する場合
 - ア 雨天等天候が不順なとき。
 - イ 光化学スモッグが発生したとき。
 - ウ 校庭の状態が不良なとき。
- (2) 体育館 天候の不順等で第3に定める対象者の安全が確保できないと教育委員会が認めた場合

- 2 前項に規定する場合のほか、教育委員会が学校の運営上、又は学校施設の管理上、支障があると認めたときは、放課後子供教室事業を中止することができる。

第7 学校施設開放運営協議会連絡会の設置

放課後子供教室事業の運営方法等を検討するため、学校施設開放運営協議会連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、次に掲げる事項について検討するものとする。
- (1) 放課後子供教室事業の年間の実施計画に関すること。
 - (2) 放課後子供教室事業の安全管理の方策に関すること。
 - (3) 放課後子供教室事業の実施後の検証等に関すること。
- 3 連絡会は、次に掲げる者を委員として構成する。
- (1) 学校の関係者及び地域住民等で組織する学校施設開放運営協議会並びにそれに類する団体及び法人（以下これらを「運営協議会等」という。）の代表者等
 - (2) 市職員
 - (3) その他教育委員会が必要と認めた者
- 4 前3項に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第8 実施体制

放課後子供教室事業の実施に当たっては、子供たちの健全育成に情熱を持つ規則第3条に規定する管理員又は指導員（放課後等における学習支援、体験、交流活動等のプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者をいう。）を配置し、子供たちの安全管理を図る。

- 2 学習活動の機会を提供する放課後子供教室事業については、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子供たちの健全育成に情熱を持つ学習アドバイザー（放課後等における学習支援、体験、交流活動等のプログラムを中心的に実施する者をいう。）を配置し、その取組の充実を図る。
- 3 放課後子供教室事業の実施に当たっては、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる学校施設開放管理者を配置し、次の事項について行うものとする。
- (1) 各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子供教室及び学童クラブの関係者、地域の団体、学校の保護者等との連絡調整に関すること。
 - (2) 学校の保護者等に対する参加の呼びかけ、ボランティア等地域の協力者の確保、登録及び配置並びに活動プログラムの企画等の実施に関すること。
 - (3) その他学校施設の開放の庶務に関すること。

第9 業務の委託

教育委員会は、運営協議会等に放課後子供教室事業の実施を委託することができる。

第10 遵守事項

放課後子供教室事業の参加者は、教育委員会が定める禁止事項、指示事項等を守り、教育委員会及び第8に規定する者の指示に従わなければならない。

第11 利用の制限

教育委員会は、参加者が第10の規定に違反したとき、学校の運営上支障があると認めたとき、その他教育委員会が必要と認めたときは、その参加を中止し、又は制限することができる。

第12 損害賠償

放課後子供教室事業の実施において発生した事故及び参加者による学校施設等の毀損の取扱いについては、規則で定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月1日）

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 関係）

（1） 校庭

開放日		開放時間
3 月 1 日から10月31日まで （春季休業日及び夏季休業 日を除く。）	月曜日、火曜日、木 曜日及び金曜日（休 日を除く。）	午後 4 時から午後 5 時30分までの間で教育委員 会が指定する時間
	水曜日（休日を除 く。）	午後 3 時から午後 5 時30分までの間で教育委員 会が指定する時間
	土曜日、日曜日及び 休日	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 5 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間
11月 1 日から翌年 2 月末日 まで（冬季休業日を除く。）	水曜日（休日を除 く。）	午後 3 時から午後 4 時30分までの間で教育委員 会が指定する時間
	土曜日、日曜日及び 休日	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 4 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間
春季休業日及び夏季休業日	月曜日から金曜日ま で	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 5 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間
冬季休業日	月曜日から金曜日ま で	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 4 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間

備考

- 1 この表において春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日とは、西東京市立学校の管理運営に
関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第20号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに
定める休業日をいう。
- 2 12月29日から翌年 1 月 3 日までの日は、放課後子供教室事業を実施しない。

（2） 体育館

開放日		開放時間
3 月 1 日から10月31日まで （春季休業日及び夏季休業 日を除く。）	土曜日	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 5 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間
11月 1 日から翌年 2 月末日 まで（冬季休業日を除く。）	土曜日	午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午 後 4 時30分までの間で教育委員会が指定する時 間

備考

- 1 この表において春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日とは、西東京市立学校の管理運営に
関する規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに定める休業日をいう。
- 2 12月29日から翌年 1 月 3 日までの日は、放課後子供教室事業を実施しない。